

仙台市農業委員会第78回総会議事録

- 開催日時 令和6年9月27日（金曜日）午後1時30分から午後2時52分
- 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室
- 出席委員 14人
- | | | | |
|---------|------------|-------------|-------------|
| 会 長 | 1 番 赤間 敬 | | |
| 会長職務代理者 | 2 番 嶺岸 若夫 | | |
| 委 員 | 3 番 相原 元浩 | | 5 番 大泉 権吾 |
| | 6 番 小野寺 潔 | 7 番 菊地 郁夫 | 8 番 熊谷 幸夫 |
| | 9 番 郷古 雅春 | 10 番 齋藤 清太 | 11 番 佐々木 功治 |
| | | 13 番 庄子 みゆき | 14 番 鈴木 可和 |
| | 15 番 高橋 勝彦 | 16 番 高山 真里子 | |
- 欠席委員 5人 4番 阿部 康幸、12番 柴田 市郎、17番 中嶋 紀世生、
18番 松原 菊男、19番 三浦 彰芳
- 議事日程
- 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議 案
 - (1) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について
 - (2) 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について
 - (3) 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について
 - 6 報 告
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 - (3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について
 - (5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について
 - (6) 農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出について
 - (7) 送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用届出について
 - (8) 公共工事に伴う農地転用届出について
 - (9) 売渡あっせん希望農地一覧表
 - (10) 令和6年度第2回企画検討委員会会議報告
 - ① 令和7年度農作業標準料金策定について（案）
 - ② 令和6年度仙台市農業委員会視察研修会行程（案）
 - (11) 令和6年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について
 - (12) 令和6年度農地利用意向調査の実施について
 - (13) あっせん事業運営委員会要綱の一部改正について

7 その他

(1) 会長報告

(2) 仙台市農業委員会におけるタブレット運用について (案)

(3) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長 庄司 泰久
副主幹兼振興係長 山本 幸子
振興係技師 山下 由理

事務課長 櫻井 健二
農地係長 伊藤 秀宣
農地係会計年度任用職員 庄子 尚

1 開 会	開 会 (午後1時30分)
司会：副主幹	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第78回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：副主幹	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願ひいたします。
議 長 (赤間会長)	本日は、4番 阿部康幸 委員、12番 柴田市郎 委員、17番 中嶋紀世生 委員、18番 松原菊男 委員、19番 三浦彰芳 委員から欠席の届けがありました。19人中14人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、8番 熊谷幸夫 委員、10番 齋藤清太 委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。
議 長	議案に入ります。 第1号議案から第3号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、9月19日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に大泉委員長から調査の結果を報告願ひます。
大泉第一調査 委員会委員長	第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、松原菊男委員、相原元浩委員、郷古雅春委員、高山真里子委員の4名で行いました。また、該当

する地区の農地利用最適化推進委員として、庄子泰昭推進委員、庄子亮一推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が7件、贈与による農業承継が3件、売買による新規就農が1件、使用貸借による新規就農が1件の合計12件です。調査の結果報告は、番号1番から3番を松原菊男委員から、番号4番から6番を相原元浩委員から、番号7番から9番を高山真里子委員から、番号10番から12番を郷古雅春委員からします。番号4番、7番、12番は、口頭報告をします。

(書面報告)

大泉権吾委員長報告

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈は作業委託により、家族3人で294aの農地を耕作しています。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知(合意解約)が出ております。9月4日に永野真農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で277aの農地を耕作しております。9月13日に二瓶均農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター5台、耕うん機1台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族4人で農地を耕作しています。なお自己所有地のほとんどを、譲受人が代表理事となっている農事組合法人に貸付けしています。9月10日に庄子善一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

相原元浩委員
(3番)

番号4番は、使用貸借により新規就農するものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、社会福祉法人の農産部門でこれまで農業に従事した経験を活かし、今回農地を使用貸借して、新規就農するものです。現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台、管理機2台を所有し、1

人で 94 a の農地にネギ・水稻を栽培する計画です。9月8日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(3番相原元浩委員報告)

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で220aの農地を耕作しております。9月11日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台を所有し、稲刈は作業委託により、家族3人で27aの農地を耕作しております。9月11日に若生宏明農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

高山真里子委員
(16番)

番号7番は、贈与により農業承継するものです。母から子への贈与です。譲受人は現在、草刈機1台を所有し、田起こし、田植、稲刈は作業委託により、家族3人で118aの農地を耕作しております。9月12日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(16番高山真里子委員報告)

番号8番は、贈与により農業承継するものです。母から子の配偶者への贈与です。譲受人は現在、草刈機1台を所有し、田起こし、田植、稲刈は作業委託により、家族3人で118aの農地を耕作しております。9月12日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第

2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号9番は、贈与により農業承継するものです。祖母から孫への贈与です。譲受人は現在、草刈機1台を所有し、田起こし、田植、稲刈は作業委託により、家族3人で118aの農地を耕作しております。9月12日に加藤隆農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(9番郷古雅春委員報告)

番号10番は、売買により規模拡大をするものです。令和6年7月5日開催のあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で174aの農地を耕作しております。9月11日に庄子善一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号11番は、売買により規模拡大をするものです。令和6年8月7日開催のあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で174aの農地を耕作しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。9月11日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

郷古雅春委員
(9番)

番号12番は、売買により新規就農するものです。譲受人はこれまで、実家で農業の手伝いをしてきた経験を活かし、今回農地を購入し、新規就農するものです。耕うん機1台を導入し、1人で2aの農地にじゃがいも・大根・玉ねぎ・枝豆を栽培する計画です。9月10日に庄子泰昭農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長	<p>第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がなければ採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。</p> <p>(午後1時43分)</p>
議 長	<p>次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。</p> <p>大泉委員長から調査の結果を報告願います。</p>
大泉第一調査 委員会委員長	<p>第2号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の5名で調査を行いました。今回の申請は、農業用施設に転用するものが2件、貸資材置場に転用するものが1件の合計3件です。調査の結果報告は、番号1番を私（大泉権吾委員）から、番号2番と3番を齋藤清太委員からします。番号1番と番号3番は、口頭報告をいたします。</p>
大泉権吾委員 (5番)	<p>番号1番は、農業用施設に転用するものです。転用面積が3,000㎡を超えていることから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域外です。申請は、畑22,951㎡のうち9,205㎡を転用し、山林を含む事業面積9,401㎡を、おがくず等堆肥飼料置場に6,756㎡、攪拌・乾燥作業場に2,100㎡、堆肥倉庫に545㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は、既に農業用施設用地として使用していることから新たな費用は発生しません。仙台農業振興地域整備計画における用途区分を農業用施設用地に変更する旨の通知が令和6年7月30日付で出ております。なお、許可を得ないで農業用施設として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。</p>
	<p>(書面報告) (10番齋藤清太委員報告)</p>

番号2番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、田2,256㎡を転用し、資材置場に1,450㎡、通路等に806㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

齋藤清太委員
(10番)

番号3番は、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。申請は、田1,679㎡のうち932㎡を転用し、農業用倉庫に50.5㎡、駐車場に179㎡、その他通路等に545.50㎡、法面に157㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。仙台農業振興地域整備計画における用途区分を農業用施設用地に変更する旨の通知が令和6年9月10日付で出ております。また、大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、許可を得ないで農業用施設として使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

熊谷幸夫委員
(8番)

番号1番で、おがくず等堆肥飼料置場、「おがくず」とはどのような物なのでしょうか。

大泉権吾委員
(5番)

主にバーク（樹皮）と聞いております。おが粉も手に入るときは買うそうですが、今はなかなか手に入らないとのことですが。

熊谷幸夫委員
(8番)

今は製材業からもなかなか手に入らないので、どのような物を使っているのか気になったところでした。

議 長

他に何かございますか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時52分)

議 長

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。

大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の5名で調査を行いました。今回の申請は、一般住宅に転用するものが1件、資材置場に転用するものが1件、倉庫・資材置場に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件、工事用地に一時転用するものが2件、作業ヤードに一時転用するものが2件の合計8件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を柴田市郎委員から、番号3番から5番を庄子みゆき委員から、番号6番から8番を三浦彰芳委員からします。番号3番は、口頭報告をします。

(書面報告)

大泉権吾委員長報告

番号1番は、賃借権の設定により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑1,224㎡を転用し、資材置場に140㎡、駐車場(4台)に120㎡、通路等に964㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、使用貸借権の設定により、倉庫及び資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2

種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑 380 m²を転用し、倉庫に 75.60 m²、資材置場に 30 m²、駐車場等に 274.40 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

庄子みゆき委員
(13番)

番号3番は、地上権の設定により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田 13,321 m²のうち 9,855 m²を転用し、太陽光発電パネル 2,368 枚（発電出力 1,397.12kw）に 6,204 m²、通路等に 1,465 m²、緑地に 2,186 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。令和6年5月16日付で「仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例」の協定を締結、令和6年8月30日付で事業計画変更の協定を締結しております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例による届出が出ていることを確認しております。地上権の設定期間は、令和7年1月10日から30年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(13番庄子みゆき委員報告)

番号4番は、賃借権の設定により、工事用地に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。申請は、電気事業者が畑 18,898 m²のうち 1,677.32 m²を一時転用し、工事用地に 1,651.84 m²を、休憩所等に 25.48 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和7年3月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。なお、大倉川土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、農振農用地区域であることから、経済局農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第

2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、賃借権の設定により、工事用地に一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。申請は、電気事業者が畑22,974㎡のうち589.80㎡を一時転用し、工事用地に564.32㎡、休憩所等に25.48㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和7年3月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。農振農用地区域であることから、農林企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

大泉権吾委員長報告

番号6番と7番は、関連がありますので一括して報告します。賃借権の設定により、作業ヤードに一時転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が畑171㎡を一時転用し、原野等を含む事業面積1,750㎡を、作業ヤードに1,450㎡、通路等に300㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和7年5月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、公共工事の契約書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、売買により、一般住宅に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑314㎡を転用し、一般住宅に73.90㎡、駐車場に45.00㎡、通路等に195.10㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金及び融資であり、預金通帳の写し、手付金の領収書及び金融機関の融資証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等
はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
に係る処分決定については、許可と決定いたします

(午後1時57分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。
(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(9)売渡あっせん
希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、
一括して受けます。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。
(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページ
に記載のとおり7件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含
め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法
第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ペ
ージに記載のとおり12件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も
含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地
法第3条の3の規定(相続等)による届出については、4ページに記載のとおり
7件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専
決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)に
ついては、5ページに記載のとおり3件ありました。(5)相続税の納税猶予に係る
適格者証明願については、6ページに記載のとおり1件ありました。(6)農業用施
設に供する2アール未満の農地転用届出については、7ページに記載のとおり1
件ありました。(7)送電用電気工作物等の敷地に供する農地転用届出については、
8ページに記載のとおり1件ありました。(8)公共工事に伴う農地転用届出につ
いては、9ページに記載のとおり1件ありました。(9)売渡あっせん希望農地一覧表
については、新規のあっせん申出が5件ありましたので一覧表を修正しておりま
す。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。
農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長	報告事項(1)から(9)までについて、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(10)「令和6年度第2回企画検討委員会会議報告」について を、事務局から報告願います。
事務局	— 報告 — (10)令和6年度第2回企画検討委員会会議報告 ① 令和7年度農作業標準料金策定について (案) ② 令和6年度仙台市農業委員会視察研修会 行程 (案)
議 長	報告事項(10)について、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(11)「令和6年度農地パトロール (利用状況調査) の実施結果について」及び (12)「令和6年度農地利用意向調査の実施について」を、関連がありますので、一括で事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (11)「令和6年度農地パトロール (利用状況調査) の実施結果について」 (12)「令和6年度農地利用意向調査の実施について」
議 長	報告事項 (11) 及び(12)について、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(13)「あっせん事業運営委員会要綱の一部改正について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (13)「あっせん事業運営委員会要綱の一部改正について」
議 長	報告事項(13)について、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、その他に入ります。
(1)会長報告は、私(赤間敬会長)からいたします。**資料6**をご覧ください。

会長

— その他 —
(1)「会長報告」

議長

ご質問等はございますか。

(質問等なし)

議長

質問等がないようですので、次に(2)「仙台市農業委員会におけるタブレット運用について(案)」を、事務局から説明願います。

事務局長

— その他 —
(2)「仙台市農業委員会におけるタブレット運用について(案)」

議長

ご質問等はございますか。

(質問等なし)

議長

質問等がないようですので、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。

事務局振興係

— その他 —
(3)「事務局からの連絡事項について」
1 農業委員・推進委員への地図等の貸与について
2 宮城地区の推進委員担当地区修正について
3 宮城県への「令和6年度 農地等の利用の最適化に関する意見」に対する回答について
4 10月～11月の予定表

ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。

議長

(質問等なし)

質問等がないようですので、その他について終了いたします。
他に何かございますか。

議 長

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理人からお願いします。

司会：副主幹

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 78 回総会を閉会します。

嶺岸会長職務
代理人

閉 会

(午後 2 時 5 2 分)